

「2026～2028年度 ATC エイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）運営業務委託」公募型プロポーザル募集要項

1. 案件名称

2026～2028年度 ATC エイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）運営業務委託

2. 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

「ATC エイジレスセンター」と「大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）」の運営を通じ、今後の成長が期待される「介護・福祉・健康分野」と「環境・エネルギー分野」の企業等に対し、関連製品・技術・サービスの展示場所やビジネス情報を提供することで、同分野の産業の育成・振興を図ることを目的とする。

また、「ATC エイジレスセンター」では、高齢者の健康増進や介護予防に取り組む中でリビングラボ機能の強化にも貢献する。「大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）」では、3R や地球温暖化問題についてのビジネスソリューションの提案に加えて企業の CSR の取組等を紹介し、企業の環境対策を支援することで、地球温暖化問題への対応や循環型社会づくりに貢献する。

今般、その目的を達成するため、受託者が持つ幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

具体的な内容については、別紙「ATC エイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）運営業務委託 業務説明資料（以下、「業務説明資料」という。）」を参照のこと。

（3）契約期間

2026年4月1日(水)から2029年3月31日(土)まで

本契約は、2026年度から2028年度までの3年間を基本契約期間とするが、各年度の事業実績、成果および次年度予算の確定状況等を踏まえ、年度ごとに次年度の契約を締結するものとする。

各年度契約の締結にあたっては、事業評価に基づく事業の継続可否の判断および委託金額・仕様内容の見直しを行う場合がある。受注者はこれらの見直しについて、一切の異議を述べることができないものとする。

年度評価の結果、業務遂行状況が不適切と判断された場合は、次年度の契約を締結しないことがある。

業務実績が優れていると認められる場合は、2031年3月31日(月)まで、1年ごとに契約を締結することがある。

#### ( 4 ) 契約上限額

契約上限額（3年間の総額）は、金 233,100 千円（消費税及び地方消費税別）とする。

なお、各年度の契約金額の上限額は以下のとおりとする。

年度	契約上限額（税抜）
2026 年度	金 77,700 千円
2027 年度	金 77,700 千円
2028 年度	金 77,700 千円

上記の金額は、3年間の契約上限額の総額を示すものであり、実際の契約金額は、業務実績や経済情勢、その他の事情を踏まえ、年度ごとに受託者と協議のうえ決定する。

また、上記 2 ( 3 ) により契約を締結するにあたり、業務実績や経済情勢、その他の事情により、次年度の仕様書の内容や委託金額の見直しを行うことがある。

#### ( 5 ) 履行場所

この委託事業の履行場所は、ATC エイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）（大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 11 階）とする。ただし、業務の必要に応じて、これ以外の場所で実施することができる。

#### ( 6 ) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### ( 1 ) 契約の方法

契約内容は発注者と協議のうえ、業務説明資料及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽があった場合、または各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、これらにより発注者が損害を被った場合は、損害賠償を請求することができる。

#### ( 2 ) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の契約金額の総額を 12 等分（1 円未満の端数は切り捨てとし、最終支払時に調整する。）し、受託者からの毎月の請求に基づき支払うものとする。ただし、業務の完了後に確認検査を実施し、業務不履行を発見した場合、その程度に応じて委託料を減額することがある。業務不履行があった場合には、発注者は受託者に対し期間を定めて再履行を求めるものとし、受託者がこれに応じないときは契約を解除し、発注者が被った損害について損害賠償を請求することができる。

ただし、僅少な不備であって業務の遂行に重大な支障がなく、かつ再履行が困難な場合は、発注者は当該不備の程度に応じて委託料を減額して精算することがある。

### (3) 再委託等について

- (ア) 受託者は、業務の全部を一括して、または委託業務における総合的な企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について、再委託することはできない。
- (イ) 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務については、発注者の承諾を要せず再委託又は再々委託することができる。
- (ウ) 受託者は、(ア)及び(イ)に規定するもの以外の業務を再委託又は再々委託する場合は、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (エ) 受託者は、業務を再委託又は再々委託する場合、書面により再委託又は再々委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、当該相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させなければならない。なお、再委託又は再々委託の相手方は、「アジア太平洋トレードセンター株式会社 暴力団等排除措置要綱」(以下「要綱」という。)の第2条第2号から第4号に該当する者、要綱第3条に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が、要綱第2条の第2号から第4号に該当した場合は、契約を解除する。

## 4. 参加要件等

次に掲げるすべての項目に該当すること。

- (ア) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと
- (イ) 直近1カ年において、本店所在地の法人住民税、消費税及び地方消費税、並びに固定資産税、都市計画税を完納していること
- (ウ) 参加申請書の提出時点において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (エ) 要綱第2条第2号から第4号に該当しない者であること。また要綱第3条に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (オ) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること
- (カ) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、前記(ア)から(オ)の条件を満たす事業者同士とし、かつ、次の要件を満たさなければならない。

構成員は共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。

参加申請以降における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

施設見学会に参加した者であること。ただし、共同事業体で申請する場合は、構成員のいずれかが施設見学会に参加していればこの要件を満たすものとする。

## 5. スケジュール

・公募開始	2025年12月12日(金)
・施設見学会参加申込締切	2026年1月7日(水)
・施設見学会	2026年1月9日(金)
・質問受付	施設見学会終了後～2026年1月16日(金)
・質問に対する回答	2026年1月23日(金)
・参加申請関係書類提出期限	2026年2月6日(金)
・参加資格審査結果通知	2026年2月10日(火)
・企画提案書類の提出期限	2026年2月16日(月)
・プレゼンテーション審査	2026年2月20日(金)(予定)
・選定結果通知	2026年2月下旬
・契約締結、事業開始	2026年4月1日(水)
・事業完了	2029年3月31日(土)

## 6. 応募手続きに関する事項

### (1) 施設見学会の開催

(ア) 開催日時 2026年1月9日(金) 11時から13時

(イ) 開催場所 ATC エイジレスセンター 企画展示室

(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11階)

(ウ) 申込方法 別紙「公募型プロポーザル施設見学会参加申込書」(様式1)を後述9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送(申込期限必着)E-mailによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

E-mailによる提出の場合は、「件名」に「【施設見学会申込】」と明記し、本文に参加代表者の氏名・役職・連絡先・参加人数を記載すること。  
(参加者(共同企業体を含む)1者につき2名までとする。)

(エ) 申込期限 2026年1月7日(水) 17時必着

施設見学会に出席しない場合は、プロポーザルに参加することができない。

### (2) 質問の受付・回答

#### (ア) 受付期間

施設見学会終了後から 2026 年 1 月 16 日(金) 17 時まで(必着)

(イ) 提出方法

別紙「質問書」(様式 2)に記載し、9 の提出先に E-mail で提出すること。提出後は提出先に電話確認を行うこと。

E-mail による提出の場合は「件名」に【質問：運営業務委託について】と明記すること。なお、E-mail 以外での質問は受け付けない。

(ウ) 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、2026 年 1 月 23 日(金)に施設見学会参加者全員に E-mail にて回答を行う。

(3) 参加申請書類及び企画提案書類の提出

(ア) 参加申請書類

【単独法人等】

公募型プロポーザル参加申請書(様式 3-1)

公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 5)

情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

使用印鑑届(様式 6)

印鑑証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本】

事業概要(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)

登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

直近 1 カ年分の本店所在地における法人住民税(市町村民税又は特別区民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立後 1 年未満で納税証明書が発行されない場合等は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その 3(その 3 の 2、その 3 の 3 でも可))【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

直近 1 カ年分の財務状況のわかる書類(貸借対照表、損益計算書など【写し】及び は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

【共同事業体】

公募型プロポーザル参加申請書(様式 3-2)

共同事業体届出書兼委任状(様式 4)

公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 5)

情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

使用印鑑届(様式 6) 代表構成員のみ

印鑑証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本】 代表構成員のみ

事業概要(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)

登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

直近 1 カ年分の本店所在地における法人住民税（市町村民税又は特別区民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】ただし、会社設立後 1 年未満で納税証明書が発行されない場合等は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

直近 1 カ年分の財務状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書など）【写し】

共同事業体協定書【写し】

及び～は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

及びは、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

#### （イ）企画提案書類

公募型プロポーザル企画提案書（表紙）（様式 7-1 又は様式 7-2）

業務提案書

- ・様式は自由とし、A4 判両面 15 枚までとし、図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。
- ・別紙業務説明資料に定める 6. 業務概要（1）から（7）の提案事項ごとに具体的に記載すること。
- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

全体スケジュール

- ・様式は自由とし、A4 判片面 1 枚までとする。
- ・業務全体のスケジュールを記載すること。

業務責任者候補者経歴調書（様式 8）

人材確保概要調書

- ・様式は自由とし、A4 判片面 1 枚までとする。
- ・人員を確保できる根拠又は強みを記載すること。（ネットワークや手法等）

業務実績調書（様式 9） 実績がない場合は提出不要

- ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。

見積書（様式 10）

- ・積算根拠を必ず記載すること。

#### （ウ）提出部数

参加申請関係書類：1 部

企画提案書類：正本 1 部（記名・代表者印を押印したもの）

副本 5 部

企画提案書類一式の PDF データ

（データは 9 記載の提出先へメールにて提出すること）

企画提案書類は、(イ)から(ウ)を記載順に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称は記載しないこと。

(エ) 提出期限

参加申請関係書類 2026年2月6日(金) 17時まで(必着)

企画提案書類 2026年2月16日(月) 17時まで(必須)

(オ) 提出方法

提出期限まで後述の9の提出先に提出すること。持参のほか郵送等での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7. 選定に関する事項

選定については、参加資格審査に合格した参加者を対象に、発注者が選定委員会を開催して、参加申請関係書類並びに企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。選定は非公開とし、選定内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 参加資格審査結果通知

全ての参加者に対して、2026年2月10日(火)までに様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスに審査結果を通知する。また、審査に合格した参加者に対し、プレゼンテーション審査の日時を通知する。

(2) プrezentation審査

(ア) 実施日時

2026年2月20日(金)(予定)

詳細は、上記7(1)の参加資格審査結果通知に記載する。

(イ) 実施場所

アジア太平洋トレードセンター株式会社 A会議室(予定)

(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟12階)

(ウ) 内容・方法等

- 参加者が行うプレゼンテーションは、6(3)(イ)の提出資料を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- 1者あたり35分程度(うち参加者からの説明を20分以内、質疑応答15分程度。)実施日・実施場所・説明時間等については、変更する場合がある。
- 参加者は1者あたり4名以内とし、必ず業務責任者を含めること。なお、共同事業体の

場合も同様とする。

- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

### ( 3 ) 選定基準・方法

次の評価項目に照らして審査し、最も評価の高い者を受注予定者として選定する。

評価項目	評価内容	配点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者は業務を適切に監督し、実施するものが設定されているか</li> <li>・統括管理者は経験や人脈等の資質を有し、本事業の実施に熱意をもっているなど、適切に業務を実施するものが設定されているか</li> <li>・健康・介護・福祉及び環境・エネルギー分野に関する専門知識やネットワーク等を活用できる体制となっているか</li> </ul>	20
内容の実効性・実現性		
出展者・来場者の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展者や来場者の誘致促進に効果的な提案となっているか</li> <li>・本施設の知名度につながる効果的なプロモーションや、HP、SNSを活用した効果的な広報提案となっているか</li> <li>・地域の支援機関等を効率的、効果的に活用できる提案となっているか</li> <li>・自社の強みを活かしたオリジナリティの要素が含まれた魅力的な提案となっているか</li> </ul>	10
セミナー・イベントの企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展者や来場者、運営者のニーズを把握して、ターゲットに対して的確な企画を実施できる提案となっているか</li> <li>・定着化している現在のセミナー・イベントも活用しつつ、新たな顧客を開拓できるような提案となっているか</li> <li>・自社の強みやネットワークを生かした魅力的な提案となっているか</li> </ul>	10
来場者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者に対して、質の高い製品、サービスの案内を提供し、出展者の出展目的を達成できるような提案となっているか</li> <li>・来場者の満足度を高める一方、効率化を図ることも視野に入れた提案となっているか</li> <li>・見学のリピーターを獲得できるような魅力的な提案となっているか</li> </ul>	10
展示物管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リピーターを含む来場者が新たな発見や学習が出来る魅力的な展示になるような提案となっているか</li> <li>・出展者が満足するような展示方法の提案や、維持管理手法の提案となっているか</li> </ul>	10
出展者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者と出展者を繋ぐ仕組みを提案できているか</li> <li>・出展メリットを生み出すようなフィードバック方法を提案できているか</li> <li>・出展者のビジネスマッチングを促進する提案となっているか</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任が明確化されており、効率的な運営体制となっているか</li> </ul>	

館内運営と運営者との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロアスタッフを含めた研修プログラムを設定するなど、自社内で研鑽する提案となっているか</li> <li>・運営者と協働し、施設魅力が向上するような運営提案となっているか</li> </ul>	10
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな発想でマーケティング活動を行い、施設魅力が向上するような提案となっているか</li> <li>・効率的、効果的に施設を活用した新たな提案となっているか</li> </ul>	10
事業費及び積算根拠などの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費見積額は、提案業務内容に対して適正な金額か</li> <li>・提案業務内容と経費の内容に整合性が認められるか</li> </ul>	10
合計		100

上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定委員会委員の意見を聴取したうえで評価を実施し、選定委員会委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者して選定する。

- (ア) 選定委員会委員の合計点が最も高い参加者が2者以上(同点)の場合
- ・「内容の有効性・実現性」の項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
  - ・上記項目合計の得点が同じ場合は、「事業実施体制」項目の得点が高い者を受注予定者とする。
  - ・「事業実施体制」項目の得点が同じ場合は、「事業費及び積算根拠などの妥当性」項目の得点が高い者を受注予定者とする。
- (イ) 合計点が最も高い提案者の評価が、1委員でも評価点が60点未満もしくは1項目でも配点の2割以下の場合は、受託予定者として選定しない場合がある。その場合は、次に合計点の高い提案者を(ア)の「合計点が最も高い提案者」とする。

#### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (ア) 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- (イ) 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- (ウ) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
- (エ) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (オ) 選定結果が通知されるまでの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (カ) 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
- (ク) 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (ケ) プrezentation審査を欠席すること。

(コ) 見積書に記載の額が、2(4)の契約上限額を超えていいるもの。

(5) 選定結果通知等

選定結果は、すべての参加者に対し 2026 年 2 月下旬に様式 3-1 又は 3-2 に記載の担当者メールアドレスに通知するとともに、発注者の WEB サイトに掲載する。

<アジア太平洋トレードセンター株式会社「運営会社情報」WEB サイト>

<https://www.atc-co.com/corp/> 「ニュースリリース」サイトを参照

なお、参加者が共同事業体の場合は共同事業体名称及び構成員となるすべての事業者名についても公表する。

## 8. その他

- (1) 本施設は、アジア太平洋トレードセンター株式会社と大阪市が共同で運営していることから、本プロポーザルにかかる契約の締結は、大阪市における 2026 年度予算の成立を条件とする。大阪市の予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。  
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 業務責任者は原則変更することはできない。やむを得ない場合は発注者と協議を行い決定する。
- (8) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (9) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (10) 事業実施にあたり個人情報及び法人情報を収集する際は、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。また、個人情報の管理については、別途発注者と個人情報の管理に関する覚書を締結する。
- (11) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員でも評価点が 60 点未満もしくは 1 項目でも配点の 2 割以下の場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

## 9. 提出先・問合せ先

担当 : アジア太平洋トレードセンター株式会社 公共サービス事業部 富永

住所 : 〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 11 階

ATC エイジレスセンター内

電話 : 06-6615-5677

E-mail : [yu-tominaga@atc-co.com](mailto:yu-tominaga@atc-co.com)

E-mail を除く受付については、月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、2025 年 12 月 29 日から 2026 年 1 月 3 日を除く。

以上